

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年7月10日(月曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時 3分 散会

付託事件

- (1) 令和5年陳情第9号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情
- (2) 各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について
- (3) 報告事項
 - ① 令和5年度 水戸市戦没者追悼式について (福祉総務課)
 - ② 水戸市立吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の方向性について (幼児保育課)
 - ③ 水戸市立柳河小学校への小規模特認校制度の導入について (学校管理課・教育研究課)

(4) その他

2 出席委員(7名)

委員 長	後 藤 通 子 君	副委員 長	藤 澤 康 彦 君
委 員	中 庭 由 美 子 君	委 員	マ ー サ ー 川 又 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	鬼 澤 真 寿 君
委 員	黒 木 勇 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 員 袴 塚 孝 雄 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長	田 中 誠 一 君	福 祉 部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	平 澤 健 一 君
福祉総務課長	櫻 井 学 君	生活福祉課長	國 井 敦 男 君
障害福祉課長	土 屋 勝 君	高齢福祉課長	小 林 か お り 君
介護保険課長	高 橋 慎 一 君		

こども部長兼 福祉事務所 担当所長	野口奈津子君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	大久保克哉君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	小川佐栄子君	保健所長	土井幹雄君
保健医療部 保健所参事	大曾根明子君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冨要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田泰君
教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池浩康君	教育委員会事務局 教育部技監兼 学校施設課長	和田英嗣君
教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川邦明君	教育委員会事務局 教育部参事兼 中央図書館長	林栄一君
総合教育研究 所長	瀧健一君	学校管理課長	山田規生君
学校保健給食 課長	相沢秀幸君	生涯学習課長	湯澤康一君
教育研究課長	安田理恵君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島卓也君	書記	檜原和則君
--------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小林福祉部長が忌引のため、三宅教育部長が病氣療養のため欠席との連絡がございましたので、御報告をいたします。

この際、御報告いたします。本日一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく申し上げます。

[傍聴人入室]

○後藤委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに陳情審査を行います。

当委員会に付託された継続審査となっております令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情については、本日のところは継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終了いたします。

次に、各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について説明を願います。

それでは、福祉部、こども部、保健医療部、教育委員会の順に順次願います。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 おはようございます。

それでは、福祉部から御説明をさせていただきます。福祉部提出資料の1ページを御覧願います。

福祉部の事務分掌は1ページから3ページに記載したとおりでございます。

福祉部全体で6課1室25係、職員定数は正職員150人、会計年度任用職員89人、あわせて239人の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業につきましては各所管の課長より御説明いたします。

○櫻井福祉総務課長 それでは、4ページを御覧願います。

福祉総務課の令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

初めに、1の地域福祉の推進につきましては、水戸市地域福祉計画（第3次）に基づき、みんなで支えあい助けあう地域福祉の推進を図っておりますが、今年度計画期間が終了することから、新たな第4次計画を策定を進めております。

次に、2の社会福祉審議会の運営につきましては、社会福祉審議会は社会福祉法の規定により設置された附属機関であり、社会福祉に関する事項を調査することとしております。なお、全体会のほか5つの専門分科会と1つの審査部会で構成されております。

次に3の民生委員・児童委員活動につきましては、民生委員法に基づく欠員補充等の委嘱に関する事務のほか、民生委員活動への支援を行うものでございます。なお、民生委員の任期は3年となっており、定数は433人でございます。

次に4の災害時避難行動要支援者事業につきましては、対象になる市民への事業の周知のほか、名簿の作成を行うものでございます。また、災害時において迅速に支援活動ができるよう、平常時においても定期的

な訪問調査を行うことで、登録者数は3,987人となっております。

次に、5の遺族援護事務につきましては、遺族に対する各種救援法に基づく援護措置の手續や相談のほか、水戸市戦没者追悼式を開催するものでございます。

説明は以上でございます。

○国井生活福祉課長 続きまして、生活福祉課の令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。資料5ページになります。

初めに、1の生活保護事業でございます。これは生活困窮者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものでございます。

次に、2の生活困窮者自立支援事業でございます。これは生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して支援を行うものでございます。現在生活困窮者からの相談受付、必要な支援につなげる自立相談支援事業のほか、離職者等に対して家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、生活困窮世帯の子どもたちに学習支援や居場所づくりを行う学習支援事業、生活習慣が乱れている方や社会に出るのが不安な方などを対象に、就労に向けたサポートを行う就労準備支援事業、家計に関する困り事を整理し、自分自身で家計管理ができるよう支援する家計改善支援事業の5つの事業を実施しております。

次に、3の中国残留邦人等支援給付事業でございます。これは、中国残留邦人等とその配偶者で世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して、生活費や住宅費等の支援給付を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○土屋障害福祉課長 続きまして、障害福祉課の令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。6ページをお開き願います。

初めに、1の障害者計画等の策定につきましては、本市における障害者施策の基本指針である水戸市障害者計画（第4次）と障害福祉サービス等の支給量などを定める水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、国の指針、アンケート調査結果等を踏まえ策定するものでございます。

次に、2の合理的配慮の提供を支援する補助制度につきましては、スロープの設置や点字メニューの作成など、障害者に対する合理的な配慮を民間事業者が提供する際の必要な費用を助成し、もって障害者に対する理解の促進を図るものでございます。

次に、3の障害福祉施設の管理運営につきましては、水戸市身体障害者生活支援施設など市が有する計11の障害福祉施設について指定管理者を指定して管理運営するものでございます。

次に、4の障害者自立支援給付事業と5の障害児通所支援給付事業につきましては、障害者総合支援法または児童福祉法に基づき、障害者または障害児に対して居宅介護、就労移行支援、児童発達支援等の福祉サービスを提供するものでございます。

次に、6の基幹相談支援センターの運営につきましては、障害者に係る相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターを市の東西計2か所に設置し、障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するため、総合相談と専門相談を一体的に実施するとともに、事業者及び関係者とのネットワークを構築するものでございます。

説明は以上でございます。

○**小林高齢福祉課長** 続きまして、高齢福祉課の令和5年度の主要事務事業につきまして御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

初めに、1の高齢者福祉対策事業につきましては、リフト付タクシーによる通院等支援サービスや鍼灸・マッサージ施術費の助成など、援護を必要とする在宅高齢者の生活を支援する事業と、高齢者の社会参加や生きがいをづくりを推進する高齢者クラブへの助成、長寿をたたえるお祝い金や福寿のつどいへの助成などを実施しております。

次に、2の施設福祉対策事業についてでございます。今年度10月に開館予定のいきいき交流センターあかしあを含めまして、市内8か所のいきいき交流センター及び開江にございます養護老人ホームにつきまして、水戸市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行うほか、民間の高齢福祉施設が防災・減災対策として行う非常用自家発電設備の整備に対する支援を行うなど、施設サービスの充実に努めております。なお、いきいき交流センターあかしあにつきましては、これまでのいきいき交流センター機能である高齢者の健康生きがいをづくり、社会参加の拠点に加えまして、子育て支援機能を兼ね備えた施設として初めて整備するものでございます。

次に、3の地域支援事業についてでございます。この事業は、介護保険会計で実施しており、1つ目の介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援者等を対象に訪問型、通所型サービスなど介護予防サービスを提供するほか、買物や掃除などの生活支援サービスを実施するボランティア団体等への活動補助を行っております。

2つ目の一般介護予防事業につきましては、要介護認定等を受けている・受けていないにかかわらず全ての65歳以上の高齢者を対象に、元気アップ・ステップ運動教室などを実施することにより、介護予防の知識を普及啓発するものでございます。

3つ目の包括的支援事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとして、基幹型1か所と、日常生活圏域ごとに8か所の高齢者支援センターを設置し、また、医療機関と介護事務所の両方を必要とする高齢者が増える中で、在宅医療と介護を一体的に提供するための医療機関と介護事業所間の関連情報の連携推進や、認知症カフェや講演会などの認知症の普及啓発予防など、認知症施策の総合支援を実施しております。

4つ目の任意事業につきましては、独り暮らし高齢者等が突然の病気や事故に遭ったときに助けを呼ぶことができる在宅見守り安心システム事業や、認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターの養成講座を、地域や中学校等で開催するなどの事業を実施しております。

最後に4といたしまして、高齢者施策の基本指針、介護サービスに関する整備目標を定める第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画につきましては、3年に1度見直しをしており、本年度作成してまいります。

説明は以上でございます。

○**平澤福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長** 資料の8ページをお開き願います。

福祉指導課の主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

事務事業名1の社会福祉法人関係事務でございますが、社会福祉法人の設立認可、管理、監督等に関する事務を行うものでございます。

今年度は、市所轄社会福祉法人数35法人のうち13法人に指導監査を実施する予定であります。

次に2の社会福祉施設等指導監査関係事務でございますが、児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の指導監査等を行うものでございます。今年度は110件を実施する予定でございます。

次に3の各種サービス事業者等指導監査関係事務でございますが、障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者等に対する指導監査を行うほか、認可外保育施設や有料老人ホーム等への立入調査を行うものでございます。今年度は障害福祉サービス事業者指導監査を法人件数90件、190事業、介護サービス事業者指導監査を法人件数110件、180事業、認可外保育施設立入調査を40件、有料老人ホーム立入調査20件を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。

○高橋介護保険課長 続きまして、介護保険課の主要事務事業について御説明いたします。資料9ページになります。

初めに、1の介護保険事業につきましては、3年を1期として策定しております本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険制度の運営に関するものでございます。

歳入といたしましては、65歳以上である第1号被保険者からの保険料収入が主なものとなっております。歳出といたしましては、介護サービス利用に対する保険給付のほか、介護保険料の賦課徴収や要介護（要支援）認定に係る経費となっております。また、介護サービス利用者の疑問や不満、相談を聞いてサービスの改善につなげるための介護サービス相談員派遣事業やケアプラン点検などによる介護給付費適正化事業を実施してございます。

次に、2の社会福祉法人軽減措置につきましては、低所得者が介護サービスを利用した場合に社会福祉法人が行う負担軽減に対する補助を行うものでございます。

次に、3の高齢者福祉施設に対する整備支援につきましては、介護サービス事業所が行う施設整備に係る費用に対して補助を行うものでございます。

次に、4の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては、先ほど高齢福祉課の説明でありましたとおり、第8期の計画が令和5年度までとなっているため、今年度、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期計画を策定するものでございます。

説明は以上でございます。

○野口子ども部長兼福祉事務所担当所長 次に、子ども部の事務事業について御説明いたします。子ども部提出資料の1ページをお開き願います。

子ども部の事務分掌につきましては、1、2ページに記載のとおりとなっております。

執行体制につきましては、子ども政策課が企画・給付係及び子ども事業係、子育て支援課が相談係、母子保健係及び、明日視察が予定されております子ども発達支援センターとなっております。幼児保育課が運営管理係、入園入所係、施設給付係、保育所及び認定子ども園となっております。全体で3課7係3施設、職員定数178名の体制で事務執行に当たってございます。

子ども部の主要事務事業につきましては、各所管の課長より説明させていただきますのでお願いいたします。

○深谷こども政策課長 こども政策課です。

主要事務事業の御説明の前に、新たに策定いたしましたこども育つまち・みと「みとっこ未来パッケージ」につきまして御説明させていただきます。お配りしておりますA3判カラーの資料を御覧願います。

本事業におきましてはこども・子育て支援を最重要施策の一つに掲げ、子育て世代から選ばれるまちを目指し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を着実に進めるため、本市独自のみとっこ未来パッケージを作成したところでございます。みとっこ未来パッケージにつきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減と相談支援の充実を2つの柱とし、令和5年度予算において新規施策を盛り込むとともに、これまで実施してまいりました事業につきましても拡充を図ったものでございます。令和5年度の新規事業のうち経済的負担の軽減に係るものにつきましては、資料左側の一番上、出産・子育て応援ギフトの支給でございます。この事業は国の出産・子育て応援交付金を活用いたしまして、妊娠届出期に妊婦1人につき5万円を支給するとともに、出産後の面談を受けた後に子ども1人につき5万円を支給するものでございます。あわせて妊娠時、妊娠8か月前後及び出産後に妊婦や子育て世帯へ寄り添いながら相談支援を実施いたします伴走型相談支援と一体的に進めてまいります。令和5年度につきましては、出産応援ギフト・子育て応援ギフトそれぞれ約2,160人を見込んでございます。

次に、多胎妊娠の妊婦に対する健診助成につきましては、多胎妊娠の妊婦の方は通常より健診回数が多くなることから、通常の健診費用の助成に加え、5回分まで追加で助成するものでございます。

表の中段にあります小・中学校新入生応援金につきましては、新生活のスタートに当たってはかばんや学用品の購入などの多くの費用がかかることから、その費用の一部を助成することにより、子どもたちの学びの環境を整えるため、小・中学校の1年生となる年齢の児童、生徒を持つ世帯に対しまして、子ども1人当たり3万円を給付するものでございます。令和5年度につきましては小学1年生約2,300人、中学1年生約2,400人を見込んでおります。

その下、中学校給食費の無償化につきましては、子育てに係る費用負担の特に大きい中学生を持つ世帯を対象といたしまして、市立中学校の給食費月額4,500円、年間4万9,500円を無償化するものでございます。令和5年度につきましては約6,300人分の給食費としまして、3億1,200万円が予算影響額となります。

そのほか、不妊治療費の助成、結婚新生活支援などの事業につきまして助成金等の拡充を図ったところでございます。

続きまして、資料右側の相談・支援の充実に係る主な新規事業についてでございますが、一番上、伴走型相談支援につきましては、先ほど御説明いたしました、妊婦や子育て世帯の寄り添い支援を実施する事業でございます。その下、子育て世帯訪問支援につきましては後ほど子育て支援課より御説明いたします。

次に、こども・子育て関連手続等のDX化につきましては、市民の皆様が保育所の入所申込みをする際、事前にLINEを活用し、申込みに必要な事項を入力することで来庁時の申込書記入を省略することができ、手続に係る負担の軽減を図るものであります。このシステムにつきましては、今年度の導入に向け調整を進めております。

また、子育て支援アプリ「みとっこ子育て応援アプリ」を4月に導入し、子育ての記録を保存したり妊娠、

出産に関する情報などを簡単に調べることができるなど、利便性の向上を図っているところでございます。さらに、独り親の支援といたしまして、自立支援プログラムを策定し、就業支援等に取り組んでまいります。そのほか、放課後学級をはじめとする放課後児童の居場所づくりや子どもの学習・生活支援の拡充を図っているところであります。

続きまして、こども部提出資料の3ページをお開き願います。

こども政策課の主要事務事業についてでございますが、1の小・中学校新入生応援金、2の出産・子育て応援給付金の支給につきましては先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

3、児童手当支給事業につきましては、中学校卒業までの児童の養育者に対して手当を支給するものでございます。令和5年4月1日時点の受給資格者数は1万7,143人となっております。

4、児童扶養手当支給事業につきましては、独り親家庭等の児童の養育者に対し、原則18歳の年度末まで手当を支給するものでございます。令和5年4月1日時点の受給資格者数は2,223人となっております。

5、子ども・子育て支援事業につきましては、子どもと子育ての支援の充実を図り、安心して子どもを生み育てられるまちを目指し、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、市民センター子育て広場、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業を実施しております。

6、子育て支援・多世代交流センターの運営につきましては、子育て支援の中核的拠点である大町子育て支援・多世代交流センター「わんぱく・みと」、本町子育て支援・多世代交流センター「はみんぐぱく・みと」の運営の充実に努め、地域の子育て支援施設と有機的な連携を図りながら、多様な子育て支援・多世代交流事業を展開しております。

7、放課後学級事業につきましては、保護者が就労等で日中家庭にいない児童について、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものであり、令和5年度につきましては全市立小学校におきまして77教室を開設しております。

8、民間学童クラブ事業につきましては、社会福祉法人等が運営する民間学童クラブに対して運営費の一部を補助することにより、クラブの運営の安定を図るものであり、令和5年度につきましては20クラブを支援しているところであります。

9、放課後子ども教室事業につきましては、学校の教室等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得ながら学習支援や多様な体験・活動を行うことで、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しております。

以上、こども政策課の主要事務事業の説明となります。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 続きまして、子育て支援課の主要事務事業につきまして御説明をいたします。

1、女性・DV相談につきましては、生活困窮、家族不和、精神的な不安など女性が抱える様々な問題に関しまして専門の女性相談員を配置し、相談に当たる事業でございます。また、配偶者暴力の防止とDV被害者への対応につきましては、DV対策基本計画（第2次）に基づきまして支援の充実を図るものでございます。

次に2、家庭児童相談事業につきましては、子ども家庭総合支援拠点といたしまして、総合窓口を設置し、子どもの養育に関する不安の解消や生活環境の改善に努めるものでございます。また、児童相談所、保健所、医療機関、教育機関等と緊密な連携を図るほか、これらの機関で構成をしてございます要保護児童及びDV対策地域協議会の活動を通じまして、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めております。虐待対応に当たりましては、子どもの安全確認を最優先とし、ケースワーカーや専門職が直接当該児童に面会をするなど現況確認を徹底してございます。また、緊急性や専門性が求められるケースにあつては、児童相談所への送致や警察の協力による一時保護、施設入所など包括的な対応を図っております。

次に、3、子育て世帯訪問支援事業につきましては、先ほどのみとっこ未来パッケージにおける説明のとおり、今年度の新規施策の一つでございます。対象となる世帯は支援が必要な児童やヤングケアラーのいる世帯に加えまして、支援が必要となる妊婦や満1歳未満の児童の子育て世帯でございます。当該家庭を訪問し、食事の準備、後片づけ、洗濯、掃除、離乳食介護、沐浴等の補助を行ってまいります。1回当たりの利用時間が2時間以内、年間で50時間を上限としてございます。利用者の自己負担額につきましては、1時間につき500円といたしますが、市民税均等割が非課税の世帯や生活保護世帯につきましては負担額はございません。なお、家事育児の支援業務の実施に当たりましては、複数の居宅介護支援事業所等への委託によることといたします。現在委託事業者の選定準備を進めてございまして、今後事業の早期開始に向けまして努めてまいります。

次に4、母子保健事業につきましては、母子保健法及び水戸市子ども・子育て支援事業計画等に基づきまして、安全で安心した妊娠・出産、乳幼児の健康づくりと健全な心身の成長に向けまして各種事業を実施するものでございます。主なものといたしましては、母子健康手帳の交付、産前産後支援センターにおける利用者支援事業、産後ケア事業、健康教育、健康診査、訪問指導、伴走型相談支援となつてございます。このうち、伴走型相談支援につきましては、みとっこ未来パッケージの説明でも一部触れてございますが、全ての妊婦や子育て世帯に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じまして必要とする行政サービス等へ適切につなげる支援を行うものでございます。出産・子育て応援ギフトの支給とあわせまして一体的に事業を進めてまいります。

次に、母子特定医療給付事業につきましては、児童福祉法、母子保健法等の規定に基づきまして治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものでございます。小児慢性特定疾病医療費につきましては、国が定める基準を満たす18歳未満の子どもを対象とするもので、指定医療機関で受ける対象疾病の治療費の一部を助成するものでございます。このほかに、未熟児養育医療費、不妊治療費助成、不育治療費助成を実施しております。

続きまして、資料の6ページを御覧願います。

6、こども発達支援センターの運営事業につきましては、18歳までの発達に関する相談、障害福祉サービスの利用に関する情報提供、総合的な総合窓口業務等を行い、継続的に児童の発達を支援していくものでございます。センターのほかに分室を4か所設置をしてございまして、センターでは1歳児から3歳児を対象とした通所療育指導に加えまして、巡回訪問指導と啓発活動を実施してございます。分室につきましては4・5歳児を対象とした小集団の発達支援と個別の言語指導を行っておりまして、療育指導教室を開催して

ございます。

子育て支援課の説明につきましては以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、7ページを御覧願います。

幼児保育課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

1の保育所及び小規模保育事業等の運営でございますが、保護者の就労等により保育の必要のある乳幼児を受け入れるため、市立保育所11か所、市立幼保連携型認定こども園2か所の運営、民間保育所49か所、民間幼保連携型認定こども園4か所、そして3歳未満児の児童を受け入れる小規模保育事業所19か所、家庭的保育事業所8か所の運営委託を行うものでございます。

2の保育士等就労支援事業でございますが、保育士の確保のためハローワークと連携し、保育所の就職説明会、保育士の職場体験ツアーを開催するとともに、新卒保育士や保育士資格を持ちながら就労していない潜在保育士の就労を支援する補助金を交付し保育士確保に努めております。

3の送迎用車両安全装置設置事業でございますが、子どもの安全対策を図るため国で送迎用車両の安全装置が義務化されたことから、市立施設の設置及び民間施設に対し導入支援として必要な経費を補助するものでございます。

4の幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症対策とありますが、幼児教育・保育施設において新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するために、市立施設で衛生用品を購入するとともに民間施設に対し必要な経費を補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○小川保健医療部長 続きまして、保健医療部でございます。保健医療部提出資料の1ページをお開き願います。

保健医療部の事務分掌につきましては1ページから3ページに記載のとおりでございます。また、組織体制につきましては、5課3室22係4施設、職員定数152名の体制で事務執行に当たっております。

それでは、主要事務事業の概要につきまして各所管の課長より御説明いたします。よろしく願いいたします。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 それでは、保健総務課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明いたします。資料4ページを御覧願います。

まず、1の休日夜間緊急診療事業につきましては、保健所内に設置しております水戸市休日夜間緊急診療所の運営でございます。休日診療は日曜・祝日・年末年始、夜間診療は毎日、水戸市医師会等の御協力によりまして開設をしております。

2の保健衛生統計事業につきましては、厚生労働省からの委託によりまして、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項を調査する国民生活基礎調査をはじめといたしまして、保健衛生に係る基礎資料を得るための調査を行うものでございます。

3の医事・薬事事業につきましては、安心して医療機関等を利用していただけますよう、診療所などの医療機関や薬局など医薬品を販売する施設等の許認可及び立入検査等によりまして、監視指導を行うものでございます。

4の地域医療事業につきましては、安定的な医療提供体制の確保に向けまして、医師確保策といたしまして医師修学資金貸与や公的病院等への運営補助を実施するほか、産婦人科などの医師確保事業や救急医療情報発信事業など、いばらき県央地域連携中枢都市圏事業を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 続きまして、5ページを御覧願います。

保健衛生課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

はじめに、1の環境衛生事業でございますが、生活衛生関係営業法としまして理容師法や美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法についてそれぞれの法律に基づく申請事務処理のほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく相当程度の規模を有して不特定多数の者が利用する特定建築物の届出受理事務等を行っております。これら生活衛生関係施設に対しては、公衆衛生の確保のため計画的に立入検査を実施しております。

次に、2の食品衛生事業でございますが、食品衛生法に基づく飲食店をはじめとする営業許可等の事務のほか、毎年策定する水戸市食品衛生監視指導計画に基づき営業施設等に対する監視指導を実施するとともに、市内に流通する食品の収去検査を実施し、食品の安全・安心の確保を図っております。また、食中毒等を探知した際には食品衛生上の危害拡大防止のため必要な措置を講じております。

次に、3の衛生検査事業でございますが、食中毒等の原因となるウイルスや細菌等の検査のほか、食品中の食品添加物や残留農薬検査等の検査、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく衣類等の繊維中のホルムアルデヒドの検査を行います。また、市内には牛を食肉に処理すると畜場が1か所ございますので、市の職員であります獣医師が1頭ごとに検査を実施し、食肉の安全確保を図っております。また、適正な食肉輸出のための確認及び衛生証明書の発行を行っております。

次に、4の動物愛護推進事業でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき保護した飼い主不明の犬や負傷等した犬猫に必要な治療や健康管理を実施し、飼い主へ返還できるよう情報発信に努めるとともに、飼い主が見つからなかった犬猫については譲渡会を開催する等して譲渡を推進しております。また、不妊去勢手術費の補助や飼い方、しつけ方教室を開催するなど適正飼養の推進を図っております。

説明は以上でございます。

○堀江地域保健課長 続きまして、6ページを御覧願います。

地域保健課の主要事務事業の内容について御説明いたします。

1の健康増進・食育推進計画等に基づく施策の推進につきましては、今年度に所管する各個別計画の計画期間の最終年度を迎えることから、水戸市健康増進・食育推進計画（第3次）、水戸市歯科保健計画（第3次）、水戸市国民健康保険データヘルス計画（第2次）等を策定するものでございます。

2の健康増進事業につきましては、健康増進法に基づき、健康診査や健康相談など各種保健事業を行うとともに、健康マイレージ事業や健康づくりガイドブックの配布等により、市民の健康意識の啓発を図るものでございます。

3のがん検診事業につきましては、健康増進法に基づき、各種がん検診やがん予防健康教育を実施し、がんの予防及び早期発見の推進を図るものでございます。

4の特定健診等事業につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診や高齢者健診を実施するほか、水戸市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○大図保健予防課長 続きまして、資料7ページを御覧ください。

保健予防課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明いたします。

まず、1の予防接種事業につきましては、予防接種法等に基づく定期接種や、小児インフルエンザなどの任意接種に対する一部助成など予防接種の促進に関する事業を行うものでございます。

2の感染症予防対策事業につきましては、感染症の感染予防や感染拡大防止を図るため、各種感染症に関する患者発生時におきまして発生状況の把握や病原体の検査等を行うものでございます。また、エイズや性感染症につきましては無料の匿名検査や相談・保健指導等を行うものでございます。今年度におきましては感染症法や地域保健法等の改正に基づき、感染症を含めた健康危機に対する平時からの備えを確実に推進するため、予防計画及び健康危機対処計画の策定に着手するものでございます。

3の結核対策事業につきましては、感染症法に基づき、結核患者発生時における患者・接触者の調査、接触者等に対する健康診断や結核に係る医療費に関する公費負担等を行うものでございます。

4の精神保健支援事業につきましては、精神障害のある方、ひきこもり状態にある方やその家族等に対する支援のため、精神科医等による対面相談事業や仲間づくり・情報交換の場の提供などを行うものでございます。また、自殺対策計画に基づき、自殺防止のための相談、普及啓発、人材育成事業などを行うものでございます。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当とされていた5月7日までは、陽性者に対する積極的疫学調査や医療機関における検査、入院医療費の公費負担等を実施していたものでございます。また、5月8日から5類感染症に移行したことに伴い、国におきましては入院医療費や治療薬の軽減措置を図るなど一定の期間を定め、各種の激変緩和措置を講じているところでございます。これら示された施策に関する事業について現在実施しているものでございます。

6の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和5年度におきましては高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方等を対象とした令和5年春開始接種を実施しているところでございます。また、9月からは追加接種が可能な全ての方を対象とした令和5年秋開始接種を実施していく予定となっております。

説明については以上でございます。

○関根国保年金課長 続きまして、8ページを御願います。

国保年金課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

はじめに、1の国民年金事業につきましては、国からの法定受託事務として、自営業や農業等を営んでいる方、学生などの第一号被保険者に係る資格の取得や喪失の届出、保険料の免除や年金請求に関する申請書などの受理、相談などを行っております。

2の医療福祉事業につきましては、県の補助事業を活用して、妊産婦、子ども、母子家庭の母子、父子家

庭の父子、重度心身障害者に対して医療費の一部を助成しております。

3の国民健康保険事業につきましては、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入していない自営業や農業等を営んでいる方などを対象とする医療保険で、制度改革により平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっております。市町村が行う主な事業といたしましては、被保険者の資格管理や保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課等でございます。

4の後期高齢者医療関係事業につきましては、75歳以上の方などを対象とした医療保険で、茨城県後期高齢者医療広域連合が運営しております。市町村は保険料の徴収、各種申請や届出の受付、保険料の納付書や被保険者証の送付事務などを行うほか、医療給付に要する経費等を負担しております。

説明は以上でございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 それでは、教育委員会の事務分掌につきまして説明をさせていただきます。教育委員会提出資料の1ページをお開き願います。

教育委員会の事務分掌は1ページから3ページに記載のとおりでございます。

組織体制につきましては全体で8課1室5施設23係、職員定数110人となっております。このほか、幼稚園、小中学校等の市費の職員68名を加えまして、全体で178人の体制で事務執行に当たっております。

令和5年度主要事務事業の概要につきましては各所管の課長より説明いたします。

引き続き4ページをお開き願います。

教育企画課の主要事務事業につきましては、教育委員会の運営等でございます。教育委員会は都道府県及び市町村における合議制の執行機関で、本市の教育委員会は教育長のほか4名の委員で構成されております。年12回の定例会及び必要に応じて開く臨時会がございます。教育企画課ではその会議の運営のほか、教育委員会の所掌に係る条例・規則、職員の人事・給与、教育長の秘書事務等を行っております。また、教育行政の施策及び事業に係る企画調整、進行管理並びに事務局各課及び教育機関との調整を行っております。

説明につきましては以上です。

○山田学校管理課長 続きまして、学校管理課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。5ページを御覧願います。

1の就学援助事業につきましては、小中学校及び義務教育学校へ通学または入学を予定している子どものいる御家庭で、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、遠足等の校外活動費や修学旅行費、学用品費など就学に必要な援助を行い、教育の機会均等を図るものでございます。令和5年7月1日現在の認定者数につきましては1,227人でございます。

説明は以上でございます。

○相沢学校保健給食課長 続きまして、6ページを御覧ください。

学校保健給食課の令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

はじめに、1の市立学校給食費に係る保護者負担の軽減につきましては、市立中学校給食費を無償化するとともに、給食費を値上げすることなく食材料費の予算を増額することで、物価の上昇に対応し、魅力的な給食を児童、生徒に提供するものでございます。

次に、2の安全で安心な学校給食の提供につきましては、施設、設備、機器類の適切な維持管理及び計画

的な整備を行うとともに、単独調理校29校のうち今年度は20校に調理業務等の民間委託を行っております。民間委託につきましては今後も調理員の退職状況等を考慮しながら段階的に拡大してまいります。

次に、3の食育の推進につきましては、児童、生徒への食に関する指導を充実させるとともに、地場産物の積極的な活用等により食育を推進するものでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長 続きまして、学校施設課の今年度の主要事務事業について御説明いたします。資料7ページを御覧ください。

主な事業といたしましては、長寿命化改良事業、校舎増築事業、学校施設の緊急安全対策事業、学校施設バリアフリー化推進事業、飯富小学校・中学校整備事業の5点でございます。

初めに、1の長寿命化改良事業について御説明いたします。計画概要といたしまして、近年学校施設におきましては施設の老朽化が喫緊の課題となっており、その対応といたしまして長寿命化改良事業を推進しているところでございます。長寿命化改良事業では、現在の建物の構造体を変えずに内外壁や屋上の改修、電気や機械設備のライフラインの更新など建物の物理的な不具合を直し、耐久性を高めることに加えまして、建物の機能面においても現在学校に求められております水準まで改修を行うものでございます。今年度予定しております設計といたしましては、妻里小学校校舎の実設計を予定しております。工事といたしましては(1)の石川小学校でございますが、現在仮設校舎の建設を進めているところでございまして、完成後既存校舎の工事に入っております。

次に、(2)の寿小学校につきましては、既存校舎の工事に先立ち、受変電設備や受水槽の更新、プール解体、駐車場整備工事に着手してまいります。

続きまして、2の校舎増築事業について御説明いたします。計画概要といたしまして酒門小学校におきまして、これまでも児童数が増加傾向にあったため、令和4年度に完了いたしました長寿命化改良事業による校舎の工事の中で、従前の教室に加えまして普通学級分3教室を整備し、現在普通学級24教室を保有しているところでございます。しかしながら、近年の児童数の推計を踏まえた結果、現在保有している教室数を今後さらに上回る教室数となる見込みのため、新たな校舎を増築するための設計を開始するものでございます。

続きまして、3の学校施設の緊急安全対策事業について御説明いたします。計画概要といたしまして、老朽化している学校施設に対しては1で御説明いたしました長寿命化改良事業による大規模な改修を進めているところでございますが、この緊急安全対策事業では、長寿命化改良事業で対応する学校以外の全ての小中学校に対して雨漏りや漏水、内外装の損傷箇所など老朽化した学校施設の修繕工事を集中的に実施いたしまして、児童、生徒の学習環境の向上を図るものでございます。

続きまして、4の学校施設のバリアフリー化推進事業について御説明いたします。計画概要といたしまして本事業につきましては、全ての児童、生徒が分け隔てなく安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての役割を果たすためにバリアフリー化を推進するものでございまして、学校施設バリアフリー化整備計画に基づき屋内運動場の多機能トイレや学校敷地内の段差解消などを順次整備してまいります。

続きまして、5の飯富小学校・中学校整備事業について御説明いたします。計画概要といたしまして、飯

富小学校・中学校は隣接した立地環境にございまして、現在老朽化を迎える一方、学校運営の課題解決等も踏まえまして整備方針を検討しているところでございます。本件につきましては建物の現在の状態を把握するための調査でございます。

説明は以上でございます。

○湯澤生涯学習課長 続きます、生涯学習課の主要事務事業につきまして御説明いたします。資料の8ページをお開き願います。

初めに、1の市民センターにおける生涯学習事業の推進についてでございますが、市内34の市民センターにおいて一般教養講座や定期講座を開催し、市民の多様なニーズに応じた学習機会の提供を図っております。あわせて、子どもとの接し方講座や家庭教育講演会等の家庭教育に関する事業を実施しております。また、市民センター職員に生涯学習の役割や基礎知識など職員としての力量を高めるための研修を実施するとともに、現代的課題解決に関する学習プログラムの研究開発を行っております。

2の青少年健全育成事業の推進につきましては、中学生を対象に少年の主張大会や中学生交流会等を開催するとともに、青少年育成団体等の支援や街頭補導などによる青少年の非行防止活動を実施しております。あわせて高校生の社会参加活動の促進に向けてサブリーダーズ会の支援等を行っております。

3の少年自然の家の利用促進についてでございますが、少年自然の家は昭和50年に開所し、平成27、28年度に耐震補強や大規模改造工事を実施しております。令和元年度には2万6,000人を超える利用がありましたが、昨年度はコロナの影響で1万3,000人台の利用となっております。少年自然の家は小中学校等の宿泊学習での利用のほか、主催事業として四季の体験学習やサマーキャンプを行うなど子どもたちに体験活動の機会を提供しております。

4の訪問型家庭教育支援事業につきましては、家庭教育支援員が、申込みをされた子育てに悩む家庭を訪問し、保護者の悩みに耳を傾け、不安を和らげることを基本として、家庭教育に関する情報提供を行うほか、必要に応じて専門機関につないでおります。また、今年度は2つの小学校の1年生のいる全家庭を家庭教育支援員が訪問し、子育ての悩みを伺いながら家庭教育に関する情報提供を行ってまいります。

5の令和6年水戸市二十歳のつどいの開催についてでございますが、令和4年4月の民法改正に伴い、これまで成人の日式典として開催しておりました成人式について、昨年度から二十歳のつどいに名称を変更し開催しております。今年度の開催日時につきましては、令和6年1月7日曜日に出身中学校別に二部制で開催してまいります。また、これまでアダストリアみとアリーナで開催しておりましたが、今年度は水戸市民会館で開催いたします。

説明は以上でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きます、歴史文化財課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。9ページを御覧願います。

1の文化財指定・認定の充実につきましては、市指定文化財への指定や市地域文化財への認定を促進しており、令和4年度には指定文化財を3件指定、地域文化財を2件認定いたしました。また、本市の文化財の保存や活用に関する基本的なマスタープランとなります水戸市文化財保存活用地域計画の策定に着手しているところでございます。

2の世界遺産登録推進につきましては、弘道館、偕楽園のある本市と栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市の4市連携により協議会を設け、教育遺産群を世界遺産登録に向けた調査研究等の事業を進めております。今年度の主な事業といたしまして、海外から有識者を招聘した国際シンポジウムを開催し、海外の方の評価をいただくとともに国内外に向けた情報発信を行ってまいります。

3の埋蔵文化財の発掘調査・公開活用につきましては、住宅の新改築や造成などの開発等を行うに当たり、埋蔵文化財が存在していると考えられる場所について発掘調査を実施しているほか、出土した文化財の魅力を展示やイベント等を通じて発信しております。

説明は以上でございます。

○林教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 続きまして、中央図書館の主要事務事業につきまして御説明いたします。10ページを御覧願います。

1の学校図書館支援事業の推進につきましては、学校図書館の充実のため学校図書館支援員9名が小中学校全48校を巡回し、担当教諭等と連携の下、蔵書の整理や環境整備、選書アドバイス、読書相談、授業における学習活動支援等を行っているところでございます。また、学校図書館の資料のデータベース化を進めるとともに、蔵書管理システムを活用して貸出し、返却等の蔵書管理業務の効率化を図ってまいります。

2の図書館資料、レファレンスサービスの充実につきましては、郷土・行政資料をはじめとする図書館資料の充実を図るとともに、貴重資料につきまして電子化を行い、インターネット上で市民に公開しているところでございます。また、市民の多様な調査研究に資するため、レファレンスサービスの充実を図ってまいります。

3の子どもの読書活動の推進につきましては、子どもたちが読書に親しむことができるよう、水戸市子ども読書活動推進計画に基づき、親子で絵本事業、図書館ボランティアとの協働によるおはなし会、指定管理者による育児コンシェルジュの配置、託児サービスの実施など各種事業を展開してまいります。

説明は以上でございます。

○安田教育研究課長 続きまして、総合教育研究所教育研究課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明をいたします。11ページを御覧願います。

本市におきましては、水戸スタイルの教育として資料の4つのプランを推進しているところでございます。初めに1、チャレンジプランの推進について御説明いたします。主な事業といたしましては、教員免許を有する地域人材を学力向上サポーターとして各学校に配置いたしまして、習熟度別学習など個に応じた学習指導の充実を図っております。また、家庭学習の確立に向け、家庭学習スタートノートを小学4年生全員に学期ごとに配布するとともに、中学生の希望者を対象として冬季休業期間中に数学・学習相談SPOT in M I T Oを実施するなど、自ら学ぶ意識を醸成してまいります。

2、グローバルプランの推進につきましては、英語指導助手AET38人を全校に配置し、教員とのチームティーチングによる授業を実施するなど英会話によるコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。また、国のG I G Aスクール構想で整備しました1人1台端末や大型テレビ装置などI C T機器を効果的に活用した学習活動を行いながら、児童、生徒の情報活用能力を育成するとともに、小学6年生と中学1年生の希望者を対象として科学やI C T、数学などのコースを設けた次世代エキスパート育成事業を実

施し、グローバル社会で活躍できる資質、能力を持つリーダーの育成を図ってまいります。

3、キャリアプランの推進につきましては、日本遺産や大手門などの歴史的文化遺産などを活用した水戸教学の学習や、中学生による借楽園の梅まつりでの観光客へのおもてなしボランティア活動など、郷土への理解と愛情を深める教育を推進するとともに、水戸芸術館と連携し、音楽鑑賞会や演劇鑑賞会を実施するなど、本物の芸術に直接触れることで豊かな感性を育てまいります。さらに宿泊を伴う自然教室や職場体験学習などを通してキャリア教育等の充実を図ってまいります。

4、ふれあいプランの推進につきましては、水戸市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、いじめの解消を図るため、相談支援体制の充実に努めるとともに、各学校において挨拶運動や中学校でのSNSに関する講演会等を実施するなど、思いやりの心の育成及び規範意識の醸成を図るものでございます。

5、教育相談の充実につきましては、総合教育研究所に専門の相談員を配置し、電話相談や来所による相談を実施するとともに、1人1台端末のアンケート機能を活用し、様々な悩みを相談できる校内オンライン相談窓口を開設するなど、相談体制の充実を図ってまいります。また、総合教育研究所内に不登校児童、生徒の社会的自立に向け、うめの香ひろばを設置し、児童、生徒が1人1台端末やワークを持参し自主学习を行ったり、集団での体験活動を行っております。さらに、今年度新たに千波中学校へ校内フリースクールを設置し、学校内に安心して過ごすことができる専用の教室を確保し、専任の教員による学習指導を行うなど一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

最後に6、特別支援教育の充実につきましては、発達障害等を含む障害のある児童、生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階に応じて適切な教育を受けられるよう、教育活動上のサポートを行う特別支援教育支援員を学校に配置するなど支援体制の充実に努めるものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で執行部の説明は終わりました。

それでは、内容について御質問等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 福祉部についてお伺いします。5ページの生活困窮者自立支援事業なんですけれども、この実績を教えてください。

○後藤委員長 国井生活福祉課長。

○国井生活福祉課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援事業ということですが、具体的には事業はどの事業で。

○中庭委員 すみません、ちょっと項目が多かったですね。(1)の自立相談支援事業、生活困窮者からの相談を広く受け付け、とありますが、これ年間何人ぐらい相談に見える方がいらっしゃるのでしょうか。

○国井生活福祉課長 相談件数でございますけれども、延べで言いますと1,411件でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございますか。

川又委員。

○マーサー川又委員 教育部歴史文化財課で質問というかちょっと目標みたいなのをちょっと教えていただきたいんですけども、9ページです。世界遺産登録の推進ということで、これ本当に水戸市の未来について世界遺産に登録されることというのが結果としてインバウンド等にも直接つながってくる非常に重要な案件だと考えております。この中で教育遺産、世界遺産登録推進協議会による調査研究を推進するというふうにございますけれども、ざっくりとした目標でも構わないんですけども、何年ぐらいの時間軸の中でこの世界遺産登録を目指しているのでしょうか、教えていただければ幸いです。

○後藤委員長 小川歴史文化財課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

世界遺産に登録されるに当たりましては、世界遺産の暫定一覧表にまずは登録されないと、その先のステップの世界遺産のほうに受け入れられませんで、現在暫定リストのほうには5件登録されております。教育遺産群につきましてはその5件のさらに1個下の候補物件という形になっていまして、まずは暫定一覧表に登録されるということで目指しております。国におきましても5件のうち1件が佐渡金山ということで今年推薦される見込みとなっておりますので実質4件になるのかなということで、候補物件から暫定リストに上げるというのを進めております。ただ、国のほうは非公開となっておりますので、ちょっと推進具合のほうは分からないのですが、それにあわせて積極的な活動を行ってまいりたいと考えております。

○後藤委員長 川又委員。

○マーサー川又委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 じゃ、私のほうから何点かそれぞれの部のほうにお聞きしたいんですが、まず福祉部さんのほうです。福祉部さんのほうの福祉指導課さんのほうでちょっとお聞きしたいんですが、2番の社会福祉施設等指導監査関係事務ということで年間指導監査件数110件とありますが、ちょっと実態が分からないものです。この中で業務改善命令を出した件数があるのか、そして具体的にどんな内容として業務改善命令を出されたのか、そしてそれがどう改善されたのかという、もし昨年度等の実態があればちょっと、全部とは言いませんので、具体的な例として教えていただければということが1点ございます。

次に、こども部さんのほうの5ページの家庭児童相談事業、この中で要保護児童及びDV対策地域協議会という名称がございます。こちらの協議会のほうはどのような形で組織されて、実際に年間どのぐらいの回数で実施されて、特にその中でどのようなことを話し合ってきたのかということを具体的に教えていただければありがたいです。

続きまして、すみません、連続してやっちゃいますね。

保健医療部さんの保健予防課、こちらのほうで4番の精神保健支援事業という中で、精神障害のある方、ひきこもり状態にある方、その家族等に対する支援ということで対面相談事業あるいは仲間づくり・情報交換の場の提供ということが示されているんですけども、このひきこもり状態にある方というのはどのような形でまず実態として把握されているのかということと、この仲間づくり情報交換の場の提供ということで具体的にどのような事業を行ってきたのかということ、昨年度の例で結構ですので教えていただけたらと思います。

あと、教育委員会、これは学校施設課さんのほうというわけではないんですが、7ページの5番、飯富小中学校整備事業、この中で飯富小中学校は今後一体化した学校へということで今調査している段階だと思うんですが、具体的にこの学校施設課さんだけではなくて、例えば飯富小中学校を一体化させて今後変えていくということになると、具体的な青写真がもう既にできているのではないかと思うんですが、それを御説明いただける範囲で結構ですので、どういう計画で今後進めていこうとされているのかという辺りをちょっと教えていただけたらと思います。

あと、同じく教育委員会のほうの11ページの5番、相談事業の充実という部分で、校外フリースクール、千波中に開設されたというのは私も十分存じ上げているんですけども、今後このフリースクールのほうは教育委員会としてどのように拡充されていくのか、そちらのほうも今後の計画としてちょっと教えていただければというふうに思います。

ごめんなさい、たくさん質問事項が出てしまったんですが、ぜひよろしくお願いします。

○**後藤委員長** まずは、最初の福祉部の福祉指導課、平澤課長。

○**平澤福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長** 福祉指導課でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度実績でございますが、まず障害福祉サービス事業のほうに関しましては、改善を要する指摘事項の述べ件数につきましては、様々人員に対する基準ですとか、給付費の算定に対する基準ですとか、様々項目がございます。それぞれで合計いたしますと令和4年度に実施しましたのが148件の事業に関しまして指導監査を実施いたしました、トータルいたしますと717件の指摘をしております。同様に、介護サービス事業につきまして、やはり事業の実施件数が185件実施しておりますが、それぞれやはり人員ですとか給付費等を合計しますと219件の指摘をしております。それぞれ指摘をしているんですけども、改善に当たりましては、軽微なものにつきましては当日口頭で御指摘をさせていただくものでございます。給付費の算定等で改善が必要なものに関しましては後日文書によりまして指摘をさせていただいている状況でございます。

ただ、指導監査の目的といたしましては、利用者あるいは入所の方が安心して適正な福祉サービスを受けることができるように質の向上を目的としておりますので、あくまでもミスに対して罰則や処分をすることが目的ということではなくて、給付費等の誤りがあれば過誤調整等により返還ですとか訂正を求めるということをし、対応しているところでございます。

以上でございます。

○**後藤委員長** では、2番目ですね、こども部子育て支援課、大久保課長。

○**大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長** それでは、子育て支援課のほうから委員の御質問にお答えをさせていただきます。

要保護児童及びDV対策地域協議会の開催状況ということでお話をさせていただきます。昨年度の実績をまずお話いたします。代表者会議、こちらが年1回の開催をしております。そのほかに実務者会議、こちらが昨年度は年に2回開催をしております。さらにケース進行会議、こちらにつきましては毎月1回の開催でございますので昨年度12回開催をしております。あわせて、緊急受理会議といたしまして緊急な

案件がありましたときにはその都度開催をしてございます。そちらについての細かな数値のほうは把握はしてございませんが、現在要保護児童として名簿のほうに登録しております件数が約300件ございます。こちらの管理の中ではそれぞれその開催時期にあわせて状況が変化したもの、新しく新規のケースに入ったもの、そういった情報を各メンバーの中で情報を共有していくというふうな形を取ってございます。さらに、昨年度はコロナの関係で実施はしてございませんが、研修会の開催ですとかオレンジリボンキャンペーン、パープルリボンキャンペーン等の啓発活動もあわせて計画をしてございます。

以上でございます。

○後藤委員長 保健医療部保健予防課、大図課長。

○大図保健予防課長 ひきこもりの御質問につきましてお答えさせていただきます。

まずひきこもりの方の把握の仕方というところでございますが、基本的に一番多いのはやはり御家族です。御家族や身内の方からの御相談、あるいは地域の方からの御相談がやはり主なもの。また、御本人からの御相談、電話相談等もありますが、やはり御家族や地域の方からの御相談というのが一番多い形になっているかと思えます。ひきこもりの事業といたしましては、まずひきこもりの専門相談ということで、精神科医によるひきこもりの精神相談、御家族とか御本人様からいただいた相談を直接専門家の先生とお話いただくという事業を行っております。

また、ひきこもり家族教室という事業も行っております、こちら御家族の方が集まっておきまして、ひきこもりの中でいろいろなテーマを題に出しながら御家族同士の仲間づくりや情報交換、こういったことを行っているところでございます。また、御本人、当事者への支援につきましては、ひきこもり当事者の居場所づくりとして、ぶらんけつとという事業になっております。こちらひきこもりになっている方に保健所のほうに来ていただきまして、その中で皆様方で時には輪投げをやったりとか保健所周りをお散歩したりとか、そういった事業を通しながら生活リズムを整える、とにかく外出するという生活リズムを整えていただきますとともに、ひきこもり状態にある方の社会参加、こちらに慣れていただくというものを事業としてやっているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 次が教育委員会ですね。学校施設関係ですので、和田学校施設課長、お願いします。

○和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長 学校施設課のほうから先ほどの御質問に対してお答えしたいと思います。

こちらの飯富小中学校につきましては、これまでの経緯を御説明いたしますと、今後の多様な教育内容に対応した形でどういった学習環境を整備できるのかという学校の在り方という部分をよく踏まえまして、単純に施設のほうをどういうふうを開始するかということだけでなく、飯富小中学校をどういうふうな学校にしていくのかということをよく踏まえまして、現在方針のほうを定めようとしているところでございます。先ほどおっしゃっていた青写真につきましても十分検討しながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○後藤委員長 次はフリースクール関係、教育研究所課、安田課長お願いします。

○安田教育研究課長 校内フリースクールについてお答えさせていただきます。今年度千波中学校で始まりまして、今現在、複数の生徒が通っている状況です。今後につきましては、校内フリースクールに関わる教員や利用している生徒、または保護者の意見も伺いながら、千波中学校の取組を検証いたしまして、また他市町村での先進事例のほうを調査しながら、人員配置ですとか教員の確保などもございますので、他校への校内フリースクールの拡充について検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○後藤委員長 本日は午後から全協がございますので、本日の常任委員会、遅くとも12時半ぐらいまでには終わらせたほうがいいかなと思うんですけども、そのように質問も調整させてもらってもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 じゃ、それを踏まえまして、中庭委員。

○中庭委員 時間がなくなることなので個別に聞けるところは聞こうと思っているんですけども、1つだけ。こども部です。みとっこ未来パッケージの中の中学校の給食費の無償化、この約3億円余りはどこから引っ張ってきたのかなと思って、この財源を教えてください。

[発言する者なし]

○中庭委員 お時間がということなので、後で大丈夫です。

○後藤委員長 後ほどお願いします。

ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、以上で各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要についてを終わります。

次に報告事項の説明を行います。

初めに、1の令和5年度水戸市戦没者追悼式について、執行部から説明を願います。

櫻井福祉総務課長。

○櫻井福祉総務課長 それでは、令和5年度 水戸市戦没者追悼式について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

今年度の水戸市戦没者追悼式につきましては、8月23日水曜日午後2時から水戸市民会館グロービスホールにおいて開催いたします。3の開催趣旨であります、さきの大戦において犠牲となられた本市関係の方々を追悼するとともに、御遺族の御労苦に深い敬意を表し、市勢発展への決意を新たにするため、後世に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを再認識していただくこととしております。4の式次第につきましては記載のとおり予定しております。昨年度から新たな取組として始めた(5)の戦後70年記念誌「みたまへのことば」の朗読を今年度も実施してまいります。これは戦後70年を記念して水戸市遺族会が作成しました文集で、当日は代表して1名の方に朗読をしていただきます。また、(6)の「わたしたちの平和」作文コンクール受賞者代表による作文朗読として小中学校の最優秀者各1名、そして(7)指名献花において各市立中学校、義務教育学校から各3名ずつの参加をしていただく予定でございます。

参列者につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ規模を縮小して実施しており

ましたが、コロナ禍以前の状態に戻し、約400名程度の規模になる見込みでございます。市議会議員の皆様には後ほど御案内をお送りさせていただきますので、御参列を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 委員より御質問等がございましたら発言願います。

滑川委員。

○滑川委員 連日大変お疲れさまでございます。

今回、新しい建物、市民会館で開催されるということで、私としても大変嬉しく思っておりますが、2点ほどお聞きをいたします。何人ぐらいの規模で開催されるのか教えていただければと思います。

○後藤委員長 櫻井福祉総務課長。

○櫻井福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。コロナの感染期間中、縮小していたときは大体100名程度でございましたが、今回は大体400名程度の方にいらっしゃっていただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。特段、駐車場についてお伺いをしようと思ったんですけども、そこまで何か所定の駐車場を提示するとか、何かそういった駐車場対策の試みみたいなのはあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○後藤委員長 櫻井福祉総務課長。

○櫻井福祉総務課長 お答えいたします。

今の見込みで400名程度ということですので、周辺の駐車場を御利用いただくことで対応できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の水戸市立吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の方向性について、執行部から説明願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 水戸市立吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の方向性につきまして、こども部幼児保育課提出の資料に基づき御説明いたします。

初めに1の現状でございますが、共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や3歳児以上の幼児教育・保育の無償化などの影響による市立幼稚園の園児数の減少等に対応するため、令和2年2月に水戸市立幼稚園の再編方針を策定し、保護者のニーズや地域の実情等を踏まえて、認定こども園への移行など市立幼稚園の再編を計画的に進めてまいりました。再編方針において、吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園につきまして園児数等の推移を注視することとしております。

資料の裏面、2ページを御覧願います。

再編方針によるこれまでの取組状況でございますが、市立幼稚園19園のうち2園を幼稚園的機能と保育的機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園へ移行、3園を幼稚園が保育的機能を備える幼稚園型認定こども園へ移行、2園を3年保育へ移行いたしました。また、複式学級の継続が見込まれる幼稚園は、教育上望ましい集団保育を維持することが困難なため、これまでに7園を廃止しております。その他の5園につきましては、園児数や保育所待機児童数の推移を注視することとしており、見川幼稚園につきましては、既に令和5年度末をもって廃止することとしております。

資料の1ページにお戻り願います。

(2)の吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の園児数の推移でございますが、年々園児数が減少し、令和5年度、吉田が丘幼稚園は4歳児が1人、5歳児が16人、合わせて17人、笠原幼稚園は4歳児が8人、5歳児が11人、合わせて19人であり、園児総数が20人未満であるため、いずれも令和5年度から新たに複式学級を編成しております。

(3)の学区の年齢別住民基本台帳人口につきましては、吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園とも隣接する小学校の学区内からの児童が大半でございますが、吉田小学区は横ばい傾向であり、また笠原小学区は人口増加地区であります。小学校の入学年に近づくにつれ転入者が多くなっております。

2の今後の方向性でございますが、吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園は、今年度の園児総数が20人未満であるため、令和5年度から新たに複式学級となり、学区内の年齢別人口等から推計すると、今後、園児数の増加が見込めず、現在の複式学級を継続すると思われまます。また、近隣には様々な幼児教育・保育施設が充実しております。そのため、令和5年度入園の4歳児の卒園を待って、令和6年度末に廃止いたします。ただし、令和6年度における新5歳児の入園予定児童及び4歳児から5歳児の進級予定児童がない場合は、令和5年度末に廃止いたします。なお、参考として市内の幼稚園、保育所等の施設マップを添付しております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 それでは委員より御質問等ございましたら御発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の方向性ということで廃止ということなんですが、私は廃止は反対です。私が住んでいる見川学区でも見川幼稚園が廃止ということで地元の皆さんからの反対もとても大きく、約2,000名を超える署名も集まりました。やはり市立幼稚園のよさというものを考えていただくと、この表にありますように、マップも頂きましたが近くにいろんな保育所とかあるんじゃないかという話もありますけれども、やはり市立幼稚園、民間の保育所と民間の幼稚園と市立の幼稚園をあわせて持った機能があるほうが、この地域の人にとっての選べる、ここの卒業生もたくさんいらっしゃいますし、ぜひとも残してほしいと思います。

そして、入園の数が少ないということもありますけれども、入園数を増加させる方針をどうして水戸市が取らなかったのかと。3歳児の保育や預かり保育、通園バスとか給食も行えばこの入園者の数が増えるんじゃないかと。どうしてもこの市立の幼稚園を残してほしいという地元の声もありますし、廃止の方向をもう一度さらに考えていただきたいと思います。どうしても廃止反対ということをお願いしたいと思います。

○後藤委員長 要望ですか、中庭委員、質問しますか。

○中庭委員 地元の方の声はどうなんですか。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

吉田地区・笠原地区の自治会役員の方々に、ゴールデンウィーク前後に各会長や副会長さんなど自治会の役員さん方を対象に説明会を行っております。出席した方からは、時代の流れとして理解を得られているところです。在園者の保護者様たちには、この後、夏休みに入る前に説明会を行う予定でございます。今後においても機会があるごとに丁寧に説明をまいります。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 廃止ということで、吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の幼稚園の園舎はその後はどうなっていくのでしょうか。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 市立幼稚園の再編方針により、これまでに廃止した幼稚園はこども発達支援センターの分室や放課後学級の専用施設など、子ども関係施設に資するように多く転用してきてまいりました。廃止後になりますが、施設の有効活用について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

滑川委員。

○滑川委員 お疲れさまでございます。

廃止の方向性ということで、今、中庭委員の御答弁の中にもちょこっと含まれてはいたんですけども、その後利活用というところで建物自体も例えば老朽化とか、使うに当たっても全て壊すのか、そのまま建物を生かしつつ何か再利用するのか、いろんな方法があるかとは思いますが、近年自然災害とかそういったものも頻発する中で、子どもやその職員、保護者等々の安全を確保する面でも、無理にそこを使うよりも時代にあわせて選択肢を設けながら廃止の方向にするというところは賛同いたします。

ということで、今後の利活用について今、今後検討していくとお答えがあったんですけども、例えば今までに廃止された幼稚園がどのような趣旨で再活用されたのかという事例等がございましたら、一部御紹介いただければと思います。お願いいたします。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今まで幼稚園の再編方針より廃止した幼稚園は7園でございます。そのうち五軒幼稚園と稲荷第二幼稚園と妻里幼稚園の3園につきましては、こども発達支援センターの分室等となっております。千波幼稚園につきましては、放課後学級の専用施設となっております。飯富幼稚園につきましては、もともと小学校の中にあつたものですから、そのまま小学校のほうに戻したという形となっております。梅が丘幼稚園につきましては、廃止する際に今年度教育のほうで行っております梅が丘小学校の屋内運動場の長寿命化工事の現場事務所として使用することとなっております。来年度以降の使用については今検討中でございます。城東幼稚園につきましては、子育て施設等の利活用予定がなかったものですから、ルールに従いまして町内に利活

用調査を行いまして、消防総務課のほうで使用するというので現在使用を開始しております。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料の1ページの2番の今後の方向性というところの確認なんです、下の2行、令和5年度入園の4歳児の卒園を待って、令和6年度末に廃止とする。ただし、令和6年度における入園予定児童及び進級予定児童がいない場合は令和5年度末で廃止とするということではありますが、吉田が丘幼稚園に関しましては令和5年4歳児が1名、笠原幼稚園が8名、今、園にいらっしゃるという状況の中で、次年度この子どもさんたちが進級していきたいと、5歳児のクラスに入りたいんですということとあわせて、両幼稚園に令和6年度入園したいという希望者が地域で何名かいらっしゃったというような状況等を考えたとき、どういう対応されるのかお伺いしたい。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

廃止の方向性となりますと、令和5年度の新規募集で新4歳児の募集は行いません。新5歳児につきましては幼児保育課への問合せといたします。新4歳児の入園するといったことでの希望の問合せについては近隣の民間施設などを丁寧に紹介してまいります。その場合に、令和6年度において新4歳児がゼロ名ですので、5歳児のみとなりますが、4歳児から5歳児の進級がない場合、また新5歳児の申込みがない場合には、令和6年度の園児がいないということで廃止とするものです。令和6年度について、特に吉田が丘幼稚園の4歳児の1人のところですが、保護者の方には入園前に幼稚園の再編方針については御説明をさせていただきました。今後においても機会があるごとに丁寧に説明をしてまいります。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 吉田が丘のほうは私の地元の幼稚園なので非常に複雑な思いがあります。これまで多くの歴史を持ってたくさん子どもさんがここから巣立っていったということも踏まえて、しっかりと自治会の方には説明したということで今ありましたけれども、しっかりとその辺は今入園されている御家庭への説明、また地域の説明というのは、自治会で説明してもなかなかその地域には伝わらない部分がありますので、その辺はしっかりと保護者や地域の方々にこれからよく説明していただきながら、丁寧に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 2点質問です。園児や保育所待機児童数の推移を注視ということで寿と国田の幼稚園はどうなっているのかというのと、見川幼稚園を廃止するというので園舎がどうなるのか教えてください。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 寿幼稚園につきましては今年度園児数が24人でございます。引き続き保護者ニーズや園児数等の動向について注視してまいります。国田幼稚園につきましては、今年度園児数が8人で継続しておりますが、施設が国田義務教育学校と一体で、国田義務教育学校と連携した取組を行うとともに、また国田はマップのほうをちょっと見ていただくと、国田幼稚園の国田学区以外にも柳河や飯富などの近隣

の地区においても、他の幼児教育保育施設がないという状況ですのでそれも踏まえて注視しているところです。

見川幼稚園の園舎につきましては、仮設園舎でございまして、こちらはほかの今までの廃止した幼稚園とはちょっと状況が異なり、幼稚園廃止後は取り壊すということになります。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(3)水戸市立柳河小学校への小規模特認校制度の導入について、執行部から説明願います。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 水戸市立柳河小学校への小規模特認校制度の導入について、お手元の学校管理課及び教育研究課提出の資料により御説明いたします。

初めに1ページを御覧願います。

1の小規模特認校の目的でございますが、特色ある教育を広く市民へ提供するとともに、特色ある本市の教育を市内外に改めて発信し、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成に向けた機運を醸成するものでございます。

続きまして、2の小規模特認校制度でございますが、(1)の制度の概要といたしまして、従来の通学区域は残したままで通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度であり、本市におきましては平成26年4月から国田義務教育学校、平成30年4月から上大野小学校、下大野小学校、大場小学校で導入いたしております。就学に当たりましては(2)の就学の条件といたしまして、他の小規模特認校と同様に児童が水戸市内に居住していることなど4つの条件を設けており、(3)の募集人員といたしまして各学年とも既に在籍者を含め35人以内としております。(4)の柳河小学校への導入予定時期でございますが、令和6年4月1日からを予定しております。

続きまして、3の柳河小学校の特色ある取組でございますが、これまで柳河小学校では、音楽活動や大学との連携事業によるSDGsへの理解を研究テーマとした教育活動に取り組んでまいりました。また本市では、平成16年度から水戸市幼・小・中英会話教育特区の指定を受け、幼児期からの英会話教育に取り組んできたところでございます。今後につきましては、これまで柳河小学校が取り組んできた音楽活動やSDGsへの理解を深めるための教育活動とあわせて、これまで本市が取り組んでまいりました英語教育をさらに発展させていくため、英語教育を中心とした特色ある教育を展開してまいりたいと考えております。

ページを返していただき2ページを御覧願います。

(1)の英語教育の教育方針といたしまして、英語の時間だけでなく休み時間や給食の時間をはじめ、あらゆる生活の場面で英語に触れることで、子どもたちが自然と英語を活用しながら日常的な英会話力の育成につなげていくものとし、何よりも、子どもたちがやってみたいという意欲の向上を最優先に考えながら、小学校卒業時までに、自分の気持ちや身の回りの出来事などについて簡単な英語表現を用いて相手とやり取りすることができるなど、中学1年生修了程度の英語によるコミュニケーション能力を身につけることを目指

してまいります。

(2)の英語教育の教育活動といたしまして、英語の全授業へのAETの配置や英語専科教員の配置、オンライン英会話の活用、英会話を活用した地域交流などに取り組む予定でございます。また、英語教育以外にも、(3)のその他の特色ある教育活動といたしまして、音楽活動やSDGsへの理解を深めるための教育活動、算数教育にも取り組んでまいります。

最後に4の今後の予定でございますが、7月下旬から8月上旬までに柳河小学校の保護者及び地域の方々への説明会を開催する予定でございます。また、市民の皆様への周知といたしまして、「広報みと」9月1日号や市ホームページ、公式SNSに募集案内や学校説明会の案内を掲載するとともに、9月上旬に幼稚園や保育所、市民センター等の公共施設等に入学者募集チラシを配布し、10月中旬には入学を希望する保護者を対象とした学校説明会などを開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 それでは、委員より御質問等ございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 英語教育の充実ということですが、ほかの小学校と比べて大体2倍または3倍、どのぐらい多く英語教育を充実させる予定なのでしょうか。あと、このまごころタイムの時間の一部の活用ということなんですけれども、そのまごころタイム、どのぐらいの授業のこま数を活用されますか。

○後藤委員長 安田教育課長。

○安田教育研究課長 水戸まごころタイムにつきましては、本市独自の取組としてカリキュラムを構成しているところでございますが、その中の一部、小学校3年生から6年生につきましてはほかの学校に比べまして6時間程度多く年間を通して授業を実施していく予定でございます。

○後藤委員長 ほかにございますか。

黒木委員。

○黒木委員 まず、この柳河小学校の現在の在籍児童数を教えていただければと思います。

○後藤委員長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 現在の柳河小学校の在籍数につきましては55名の児童が在籍しており、学年別では最も多い第5学年で14名、最も少ない第6学年で6名となっております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 これまで国田義務教育学校から始まりまして上大野、下大野、大場小で実施してきましたが、それぞれ特認校制度を使ってこの学校に通っていらっしゃる現在の児童数を教えていただきたい。

○後藤委員長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず初めに上大野小学校につきましては全児童数76人のうち21人、割合につきますと27.6%が小規模特認校制度の利用者となっております。また下大野小学校につきましては78人中12人、15.4%、大場小学校につきましては97人中15人、15.5%、国田義務教育学校前期課程につきましては94人中33人、35.1%、国田義務教育

学校後期課程につきましては43人中15人、34.9%、全体といたしましては388人中96人、24.7%が小規模特認校制度を利用している児童、生徒数となっております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 柳河小学校の児童数が非常に少なくなっているという現状大変危惧する部分ですが、この制度を使いまして2の(2)の就学条件の中で、各学校の教育活動及びPTA活動に賛同し協力することというふうにあります。小学校、これまでこの制度を使う前は同じ地域で暮らしている御家庭の子どもさんが小学校に入学して顔見知りとか町内会が一緒とかいうことでありましたが、特認校制度を使うと市内一円から集まってくる、全体で24%の学校の地域でない子どもさんと一緒になるという中で、この親御さんがこの学校に対するPTAとかの協力活動とか、今この既の実施されている4校の状況を見ながら、どんな状況なのかちょっと御説明いただければと思います。

○後藤委員長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御指摘のありましたPTA活動に賛同し協力することということでございますが、こちらにつきましては就学する児童、生徒だけでなく保護者の皆様にも地域の中に溶け込んでいただいて、一体的に活動していただきたいという思いの下、就学の条件としているところでございまして、既に導入している4校につきましては、特にPTA活動に賛同が難しいとか協力できないという声は今のところは聞かれておりません。また、学校によりましては、こちら小規模特認校制度を導入して入られた方の親御さんがPTA会長を務めたという事例もございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございますか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 特に質問というよりはできれば要望という形で聞いていただければと思います。

この小規模特認校制度については、私も現場におりましたので非常にこれは効果のある制度だというふうには自分では認識しております。それぞれの学校が幾ら小さくても特色を示すことで、その学校で学びたいというそういう気持ちを持ってくれるお子さんがいる、あるいは保護者の方いる、これは本当に素晴らしいことだと思います。できれば水戸市内全部の学校がそうであってほしい。ほかの市町村から、他県から、水戸で教育を受けたいと思うぐらいの、ぜひぜひ学校を運営していただきたいなと思うところはあるんですが、ただそのためにも、先ほど中庭委員からもお話がありましたように、例えば英語で特色を出そうとか、あるいは体育で特色を出そうとか、ICTで特色を出そうといったときに、どうしてももともと小さい学校ですから人的余裕がないんですね。それだけのやっぱり効果を出すためには、やっぱりこの学校は違うなど、特認校をやっているだけあってちょっと違うぞという、そのぐらいのやっぱり学校をぜひぜひつくっていただくためにも、ある程度の予算とそれから人的な補充、その辺りもぜひ水戸市として考えていただければ。

本来は県として、県費負担職員については検討して、いろんな加配という形でも出すことは可能だとは思いますが、今そういった部分でも非常に財政的には厳しいので、もちろん水戸市自身も財政的に厳しいの

は十分分かっています。分かっていますが、市長も言うように、子どもたちをたくさん、水戸の教育を受けさせて増やしたいと、そういったことを考えるのであれば、そういったところにぜひぜひ予算をつけていただく、あるいは人的な配慮をしていただく、そしてそれによって学校自体が本当に特色が発揮できるという、そういった土壌を水戸市内のそれぞれの特認校でなくても、人的配置ができなくてもそれぞれの学校で特色が出せるというそういった水戸市の一つ一つの学校としての在り方として、ぜひ教育委員会がイニシアチブを取ってリードしてそういった学校づくりを推進していただきたいと。特にこの柳河小については小規模特認校ということでその特色が発揮できる環境をぜひ整えてあげたいと個人的に思いますので、そういう方向で考えていただければと思います。

○後藤委員長 要望でよろしいですか。

○鬼澤委員 要望です。

○後藤委員長 そのほかございますか。

藤澤副委員長。

○藤澤副委員長 藤澤でございます。お疲れさまでございます。質問と要望ということで2つ申し上げたいと思います。

1つは、今回の小規模特認、私、上大野小学校のPTA会長をしております、まさに私の息子がいたときに50名まで下がった学校でございまして、今76名ということでございますが、私自身もある意味、見川から通わせた者でございます。非常に有益だと思っております。それでもって、今回の55名というこの生徒数に対して小規模特認、これ小規模特認を導入するに当たって、一定の例えば何人以下であればとかというそういうルールがあるのか、規定があるのかをお伺いしたい。

もう1点は、要望としてですけれども、上大野小もそうですが、やっぱり30人学級ではついていけない子どもたちが、やっぱり少人数のところ、特に小規模特認のところに行きたいという子もいらっしゃいます。そういう子どもに対して、例えばほかの子どもたちとなかなかうまく解け合えないとか、そういった方へのサポートも柔軟に対応していただきたいのと、先ほどPTA活動云々とありましたけれども、やっぱり中にはPTA活動がなかなか難しい親御さんもいらっしゃいます。そういう方に対しては柔軟に対応していただければというふうに要望をさせていただきます。

質問と要望、以上でございます。よろしくお願いたします。

○後藤委員長 小規模特認校にするための規定とルールについてという質問、山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、そういった人数的なもので小規模特認校制度の導入について進めているものではございません。ただ、現在全ての学年が単学級、いわゆる1学年1学級となっている小学校につきましては8校ございまして、そのうち4校が既に小規模特認校制度を導入している状況でございます。導入していない柳河小学校を除く3校につきましては単学級ではございますが、全学年とも20名以上の在籍児童がおりまして、30名を超える学級などもございますことから、少人数での教育のよさを生かすという本制度の趣旨や他学区から児童が就学することによる複数学級の可能性などを踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 すみません、1点お伺いします。

6月の初旬に水戸市吉沢町の水戸市の認可保育所において1歳児に対する虐待と見られる不適切な保育があったということで報道発表されております。水戸市は既に調査を進めており、行政指導する方針ということで報道はされて1か月はたつんですが、この状況についてできる範囲で御説明いただければと思います。

○後藤委員長 6月初旬に報道があった不適切保育があったということについて、松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市内の民間の認可保育園において不適切保育があったということで報道されたところでありますが、今、立入調査を3回行ってございまして、今現時点で施設側に対し、改善計画を策定するよう指示をして進めるとともに、事実確認についても並行して市のほうの職員と施設側のほうでの立会いの下、確認を進めているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 6月、こういう報道、新聞でもありましたしニュース、テレビの報道でもありました。文教福祉委員会には全く報告がなかったんですが、報告できない内容なのかとは思って待っていたんですが、できればこういうことは、地域でも非常に心配している方がいらっしゃいます。水戸市全体としてこれが1件だけの事案なのか、また全体的に、水戸市には保育施設がたくさん増えておりますので、そういうところの状況等、またこういうことが再発しないような指導体制、改善策、しっかり対応していただいて、できれば結果でも構わないので、この担当委員会にはできる範囲で報告いただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

○後藤委員長 そのほか、何かございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、当委員会の行政視察についてでございます。

視察日程につきましては、議会等の日程の関係のこともありますことから、10月31日火曜日から11月2日木曜日までの2泊3日で実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、視察都市及び視察事項等、この後の調整につきましては正副委員長に御一任を願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定させていただきまして、視察都市等が決まり次第、御報告をしてまいりたいと思いますので、御承知おきを願います。

次に、次回の委員会についてでございますが、次回の委員会は明日午前10時に開会し、所管施設視察を行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 零時 3分 散会